

新旧対照表

旧	新
<p>ネット定期預金規定</p> <p>第4条 預金利息</p> <p>1. 本預金取引の利息は預入期間および預入日（継続の場合は最終の継続日）時点で決定された利率（以下、「約定利率」といいます。）によって計算します。なお利息は6ヶ月複利の方法により計算します。</p> <p>2. 本預金取引の利息の支払方法は、あらかじめ指定された方法により、満期日にお客さまの当社普通預金口座等に入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続します。</p>	<p>ネット定期預金規定</p> <p>第4条 預金利息</p> <p>1. <u>本預金取引の預け入れに対して利息を付与します。</u></p> <p>2. 本預金取引の利息は預入期間および預入日（継続の場合は最終の継続日）時点で決定された利率（以下、「約定利率」といいます。）によって計算します。なお利息は6ヶ月複利の方法により計算します。</p> <p>3. 本預金取引の利息の支払方法は、あらかじめ指定された方法により、満期日にお客さまの当社普通預金口座等に入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続します。</p>